

1 月 教育長 教育行政報告

令和 3 年

1 2 月 2 8 日 (火) 仕事納めにあたっての市長訓示

令和 4 年

1 月 4 日 (火) 仕事始めにあたっての市長訓示
部長会議

甲賀市 I C T 推進本部会議

第 5 回甲賀市行政改革推進本部会議

6 日 (木) 第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(甲南第二小、甲南第三小、佐山小、朝宮小、甲南中部小、
多羅尾小)

9 日 (日) 甲賀市消防出初式

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 甲賀市成人式

1 1 日 (火) 第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(柏木小、油日小、貴生川小、甲賀中、信楽小、小原小)

1 2 日 (水) 第 9 回学校経営等協議会

第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(土山小、雲井小、市教委)

1 4 日 (金) 部長会議

第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(信楽中、伴谷小、土山中、綾野小、水口小)

1 7 日 (月) 第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(大原小、伴谷東小、甲南第一小、城山中、大原小、希望ヶ丘小)

1 8 日 (火) 第 3 回人事訪問 (第一次ヒアリング)

(甲南中、水口中、市教委)

甲賀市工業会図書寄贈 目録贈呈 来庁

1 9 日 (水) 第 7 回校務運営等協議会

令和 4 年第 1 回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市立信楽小学校校舎の改築について

1. 改築の理由

- ・ 令和2年度に甲賀市小中学校施設長寿命化計画を策定し、今後は計画に基づき長寿命化改良工事を進める予定です。当該計画では、各施設の部位ごとに目視・触診でその劣化度をA～Dで判定し、また目視・触診できない部位については経過年数による評価により老朽化の状況を把握しました。

また、計画の実施の際には、各校において長寿命化改良工事が適切であるか否かについて、事前に躯体の耐力度調査、その結果を踏まえ最終的な判断をすることとなっています。

- ・ 耐力度調査は滋賀県教育委員会の最終的な確認をもって数値が確定されるものであり、長寿命化計画第1期計画で工事を予定している土山中学校、信楽小学校、甲南中部小学校の3校の耐力度調査を本市において令和2年度に行い、その結果を提出したところ、令和3年12月3日付けで信楽小学校の最終的な数値が確定しました。
- ・ その結果としては、全4棟のうちの3棟は、今後優先的に対応が必要な建物という判定でありました。

また、残り1棟については、長寿命化改良工事に耐えうる強度ですが、他の3棟の状況から、当該校全体として優先的に対応が必要な建物と確認されたものです（別紙参照）。

- ・ 耐力度調査の結果、当該校は躯体の老朽化が進んでおり、長寿命化改良工事を施しても施設の耐用性や機能性等を確保することが困難であると確認されたことから、改築する方針を固めました。

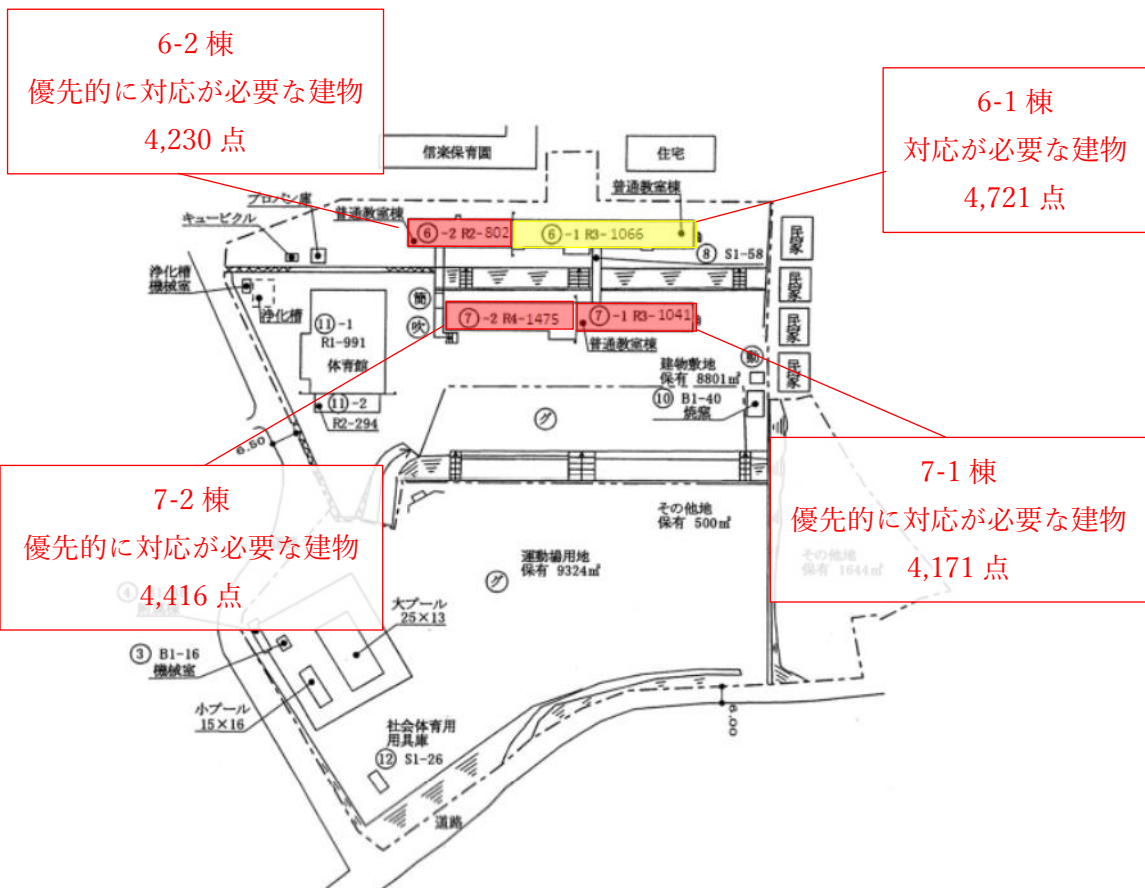
2. 長寿命化計画における位置付け

- ・ 甲賀市小中学校施設長寿命化計画は市内すべての小中学校を対象としており、今回の耐力度調査結果の確認により、その施工内容を改修工事から改築工事へ変更することとなりますが、長寿命化計画の一環として整備を行うものであり、位置付けが変わるものではありません。

(別紙)

【耐力度調査結果 (点数)】

- 6-1 棟 1,066 m² 4,721 点 (対応が必要な建物)
- 6-2 棟 802 m² 4,230 点 (優先的に対応が必要な建物)
- 7-1 棟 1,041 m² 4,171 点 (優先的に対応が必要な建物)
- 7-2 棟 1,475 m² 4,416 点 (優先的に対応が必要な建物)



○耐力度調査について

耐力度調査は、公立学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。

調査の結果、所要の耐力度点数(4,500点)に達しないものについては、優先的に対応が必要な建物として、老朽化した公立学校施設を建て替える補助事業の対象となります。

○公民館のコミュニティセンター化について

1. 社会教育施設の今後の役割について

人口減少時代の新しい地域に向けた社会教育の振興方策についての答申 中央教育審議会 平成30年12月抜粋

「全国の公民館は、近年、館数が減少傾向にあるほか主催事業が減少し実態として利用者が固定化しているところも見受けられるなどの指摘もある。より効果的な事業展開に向け、住民参加の下でも議論の活性化や、首長部局が所管するコミュニティセンター、NPO、民間事業者等との多様なネットワークの構築などを通じ、その機能の強化を図ることが急務となっている。」

「これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。」

2. 公民館の現状と今後の方向性

本市の公民館は、合併前の旧町の公民館を引き継ぎ、社会教育法に基づいた教育施設として、甲賀市公民館条例で13館を設置している。

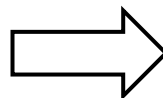
公民館では、社会教育法の目的を達成するため、生涯学習の推進と教室の開催、文化・体育等に関する事業の主催、施設の貸館を行っている。この中で教育機関として講座を開催する役割を担っているのが中央館であり、それ以外の地域館は、主にサークル活動などの貸館機能を担っている。近年、社会教育事業に関しては、各地域の自治振興会においても開催されており、公民館の運営も講座などの自主事業が減少し、貸館業務が中心となっている状況である。

このような中で、公民館と一体の地域市民センターでは、社会教育法上による一部事業の制限があることから、社会ニーズを踏まえた地域の活性化のための多種多様な活動の場所としては有効活用が図れていない。このような現状を踏まえ、今後の公民館については、これまで以上に利用しやすい形での地域づくり活動の拠点施設として移行を図っていきたい。

3. 社会教育法の適応除外について

【目指す施設】

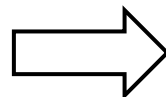
- ・住民にとってより有効に使える施設
- ・地域づくりに役立つ施設
- ・引き続き生涯学習が推進できる施設



施設利用における社会教育法の適用除外が必要

公民館

生涯学習
(社会教育法に基づく)



法の適用除外

コミュニティセンター

生涯学習
+
地域づくり活動、地域交流など

4. 公民館とコミュニティセンターの比較

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	公民館条例	コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに係る特産物の有償提供など多用途利用が可能。 ・講座に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がる。 ・住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能。 ・営利目的の有無に関わらず講座を受講できる。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とした活動の禁止。(社会教育法第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある。

(1) コミュニティセンターのメリット

現在地域にある公民館をコミュニティセンターにすることで、これまで社会教育施設として担ってきた生涯学習の場に加え、まちづくり・地域交流の場として新たなニーズにも対応したより使いやすい施設となる。

(2) コミュニティセンターの運営

コミュニティセンターの運営は、指定管理者が行うことを検討している。指定管理者には自治振興会を想定しており、地域による自主運営に向け体制の整った地域から段階的に移行していくことで調整していきたい。

(3) 今後の公民館活動

コミュニティセンター移行後も公民館機能は存続するため、現在公民館で行われている活動はコミュニティセンターでも行うことができる。

5. コミュニティセンター移行で可能となる具体例

「公民館では、基本的に有償目的の活動はできないが、例えば次のことが可能となる。」

- ・企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用
- ・地域の発展につながる有料イベントの開催
- ・資格取得などの有料教室
- ・地域で採れた野菜などの有償提供（物販）など

6. 施設の整備について

公民館の多くが同時期に建設されており、建設後長年が経過し、老朽化が著しい施設が多い。このことから公共施設等総合管理計画を踏まえ、まちづくりの拠点として現在の地域市民センター（ブランチ）をコミュニティセンター化し、市の責任において順次整備を進めていく。

（１）コミュニティセンター整備事業

早急に整備を進める必要がある公民館の中で、水口中央公民館は旧水口体育館の解体も含め周辺一帯の整備を進める必要がある。まずは、地域の意見を聞きながら水口中央公民館を新たな地域コミュニティの拠点として優先的に整備を進めたい。

なお、他のコミュニティセンターの整備については、方向性が定まりしだい随時報告をする。

（２）水口中央公民館及び旧水口体育館周辺整備のスケジュール（予定）

- ①令和４年３月～令和４年９月：地元説明、協議
- ②令和４年４月～令和５年３月：コミュニティセンター等新築工事基本、実施設計
旧水口体育館解体工事（公民館別館解体含む）
- ③令和５年４月～令和６年６月：コミュニティセンター等新築工事
（旧体育館跡地に建設予定）
- ④令和６年７月～令和７年３月：旧公民館解体及び外構工事

【公民館一覧】

施設名称	所在地	備考
水口中央公民館	水口町本丸１番２０号	
伴谷公民館	水口町伴中山３７３６	水口交流センター併設
柏木公民館	水口町北脇１６１５－１	
貴生川公民館	水口町貴生川３０８－１	
岩上公民館	水口町新城５５７－１	H28 一部改修
土山中央公民館	土山町南土山甲４０６	R3 トイレ改修
大野公民館	土山町大野２１５４	
山内公民館	土山町黒川１９７０	
鮎河公民館	土山町鮎河１９５０	R3 旧保育園を改修し移転予定
甲賀公民館	甲賀町大原中８８０－１	
甲南公民館	甲南町竜法師６００	
信楽中央公民館	信楽町長野１２５２	H30 大規模改修
多羅尾公民館	信楽町多羅尾２０６７－２	

議案第 1 号

甲賀市成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 1 9 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するため、新成人が甲賀市成人式の開催に伴う同窓会等（各小中学校単位で開催する予定であったものに限る。以下「同窓会等」という。）を止むを得ず中止した場合におけるキャンセル料に対し、新成人の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同窓会等が新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するため止むを得ず中止された場合において生じた飲食店に係るキャンセル料とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、同窓会等に参加の申込みをしていた新成人（平成13年4月2日生まれから平成14年4月1日生まれまでの者をいう。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者がキャンセル料を支払ったことを確認できる領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、交付の決定をし、成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、補助金の交付条件又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第3号）により補助決定者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

標記の補助金の交付を受けたいので、甲賀市成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 団体名（学校名）

2 申請金額 円

3 振込先

金融機関名		本（支）店名	
口座種別	当座 ・ 普通		
口座番号			
（フリガナ）			
口座名義人			

注：申請者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に領収権を委任したものとみなします。

- 添付書類
- （1）申請者がキャンセル料を支払ったことを確認できる領収書の写し
 - （2）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付決定及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、甲賀市成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

団体名（学校名）

補助金交付決定額 円

年 月 日

様

甲賀市長



成人式開催に伴う飲食店キャンセル料補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の補助金の交付決定については、下記の理由により取り消します。また、同補助金の返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので期限までに納付してください。

記

取消理由	
------	--

【返還対象の補助金】

団体名（学校名）	
補助金交付日	年 月 日
交付した補助金額	円
交付の取消額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日

議案第 2 号

甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 1 9 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問
について

別紙の文化財を甲賀市文化財保護条例（平成16年甲賀市条例第172号）第5条第1項の規定に基づき甲賀市指定有形文化財に指定することについて、同条第3項に基づき甲賀市文化財保護審議会に諮問することにつき、教育委員会の議決を求める。